

(別紙) 法第3条第3項第2号に掲げる中山間地域等直接支払事業に取り組む場合

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちアの要件を満たす農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、同一の生産組織、生産法人等により農業生産活動が行われている場合など営農上一体性がある場合において、複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

旧山之口町、旧高崎町、旧高城町（特定農山村法、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）

旧西岳村、旧中郷村、旧山田町（知事特認地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払い対象とする。

(イ) 自然条件により、小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

- b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地（棚田地域振興法のみ該当する地域を除く。）

急傾斜農用地及び緩傾斜農用地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

- (エ) 宮崎県知事が地域の実態に応じて指定する地域（宮崎県特認地域）のうち、急傾斜の農用地

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた対象農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、土地改良施設担当、法面点検担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項について記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

- (ア) 農地と一体となった周辺林地の下草刈り等
- (イ) 棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営
- (ウ) 景観作物の作付
- (エ) 土壌流亡に配慮した営農（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）
- (オ) 体験民宿の実施（グリーン・ツーリズム）
- (カ) 魚類、昆虫類の保護（ビオトープの確保）
- (キ) 冬期の湛水化、耕作放棄地での水張り等の餌場の確保
- (ク) 粗放的畜産
- (ケ) 堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付等
- (コ) その他

イ 集落協定及び個別協定は、令和3年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。なお、将来の集落のあり方について、非農家を含めて住民参加型の組織づくりを推進し、集落住民の主体性を尊重し、地域の資源と潜在的活力を引き出すようマスタープランを作成することが望ましい。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組として活動すべき事項

中山間地域等接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価(以下「通常単価」という。)を交付する協定にあつては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合性があり、協定農用地において農用地等保全体制の整備に加え、「集落戦略」を作成することをいう。

ア 農用地等保全マップの作成

将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項について定めた図面を協定認定年度に作成し活動を実践することとする。

(ア) 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置

(イ) 既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲

(ウ) 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲

(エ) その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

3 個別協定の共通事項

(1) 認定農業者、これに準ずる者として市長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農協及び生産組織等(以下「認定農業者等」という。)が、所有権移転、賃借又は農作業受託等により、耕作放棄される農用地を引き受けて農業生産活動等を行う場合には、農用地の出し手と受け手の間(所有権移転にあつては、市長と新所有者との間)で個別協定を締結し、引き受けた農用地が直接支払いの対象となる。

なお、本市の認定農業者等が一団の農用地すべてを耕作する場合及び宮崎県にあつては3ha以上の経営規模を有している場合(農業従事者一人当たりの所得が宮崎県の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。)で、実施要領第6の2の(2)のアに掲げる事項に加えて、イの農業生産活動等として取り組むべき事項を行う場合は、当該認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができる。

(2) 認定農業者に準ずる者として市長が認定する者とは、次のとおりである。

次に掲げる基準を全て満たす者

- ア 年間農業従事日数が150日以上 of 基幹的農業従事者を有している経営体
- イ 都城市の平均経営規模以上の経営体
- ウ 特に都城市長が認めた経営体

(3) 対象となる賃借権設定等および通常単価の交付の対象となるのは、次のア及びイに該当するものとする。

ア 農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号に規定する利用権の設定等（以下「利用権設定等」という）を受けた農用地又は同一生産行程における基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上）を受委託すること。（自作地を含まない協定）

イ 自作地を含む協定で、実施要領の運用第7の2の（4）に定められる農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項とは令和6年度までに利用権設定等又は耕作の権原を有する者との間に同一生産行程における基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上）を受託することが文書により明らかとなっている農作業受委託契約の締結されている農用地で、受託面積の合計が協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上増加する場合をいう。

なお、基幹的農作業の受委託については、次の（ア）から（オ）までの事項を記載する。

- （ア）協定の対象となる農用地
- （イ）設定権利等の種類
- （ウ）設定権利者、委託者名（出し手）
- （エ）設定権利等の契約年月日、契約期間
- （オ）交付金の使用方法

(4) 対象地域及び対象農用地

個別協定においては、1ha以上の農用地のまとまりを求めない。

市長は当該引き受け農用地を対象農用地として指定する。

4 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して、農業生産活動等を行う農業者等とする。

(1) 交付金を受けるためには、集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結し、5年間以上農業生産活動を継続する必要がある。

(2) 農業者等とは、農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織などを指す。